

## 1 目的

川崎市では市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。さらに、殿町地区や新川崎地区等において、ベンチャー企業や研究開発機関などの集積も進捗し、内閣府スタートアップエコシステム東京コンソーシアムにも参画している。

こうした市内の産業を支える優れた技術・技能の承継を図るため、川崎市では次世代の技術・技能を担う人材の育成事業として、産業界との連携による人材の育成・確保を図ってきた。

次世代の産業の担い手となる人材育成に当たっては、AI やディープラーニング等の技術の高度化、予測不可能な時代の到来といった社会背景の変化に対応することが肝要となる。また、従来の大量生産・大量消費型の社会から、フラグメント化、個別最適化、自律分散型の社会が到来することにより、子どもたち自身が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要とされており、その観点からも人材育成にアントレプレナーシップの要素※を取り入れることが益々重要となってきている。

アントレプレナーの素養を涵養することは単に将来的な起業という選択肢を与えるのみならず、自己認識や自己肯定感、主体性や表現力などの能力も得られることから、予測の付かない時代においても高いチャレンジ精神を持ち続け、強いリーダーシップで次世代を牽引する人材を育成することが可能になるものと考えられる。一方、こうした能力はなるべく早い段階から涵養することが重要であるが、日本においてはその多くが個別の取組に留まっており、本市においても余り実施されていないのが現状である。

こうした市内産業の状況や社会背景を踏まえ、産業界との連携により小・中学生向けのアントレプレナーシッププログラムを実施することで、将来の川崎市、日本の産業を担い世界で活躍できる人材を育成する。

※アントレプレナーシップの要素に関しては、参考としてEU Commission が2016年にEntreComp : The Entrepreneurship Competence Framework において定義しており、アイデアや機会を生み出す (Ideas & opportunities)、そのアイデアや機会を自分の持っているリソースと結びつける (Resources)、具体的な行動に移す (Into action) の3つのステップと、それぞれのステップの配下に5つのコンピテンシーを設定している。(例:「クリエイティビティ」、「ビジョン」、「機会をつかむ」、「アイデアの評価」等)

## 2 契約条件等

### (1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月29日（火）まで

### (2) 履行場所

川崎市内 他

### (3) 契約の種別

委託契約

### (4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

### (5) その他

業務実施に係る実施場所については、原則として、受託者が手配するとともに費用を負担する。但し、かわさき新産業創造センター会議室等、本市での減免可能な施設等の利用は無償とする。

## 3 委託業務の詳細

## (1) プログラムの参加者

以下の条件を満たす者を参加者とし、本市と協議の上決定する。

ア 川崎市内に在住または川崎市内の学校に通学する小学校5年生から中学校3年生

## (2) プログラムの実施場所

かわさき新産業創造センター（川崎市幸区新川崎7-7）等

## (3) 支援プログラム

受託者は、支援プログラムに係る次の業務を企画し、本市と協議の上実施する。プログラム実施にあたり、必要な日程等の調整を行うとともに会場を確保し、必要な資料作成・配布、必要な物品等の準備を行う。なお、各項目について、コロナ禍の状況等を踏まえ、必要に応じてオンライン形式での実施を可とする。

また、本事業においては企業等が自主的に実施する独自のプログラムとの連携を図ることとし、より有効なアントレプレナーシップ教育の手法等について検討を図るものとする。

### ア 参加者の公募及び事業の広報

参加者の公募にあたり、募集要項の作成や、本支援プログラムの情報発信等に関する次の業務を行う。また、企業等が自主的に実施する独自のプログラムとの連携を図る観点から、企業・大学等との連絡調整を行い、当該プログラムの広報についても併せて実施すること。

(ア) 募集要項、チラシの作成（市内小中学校向けに6万部印刷）

(イ) 本支援プログラム専用ホームページの開設・運営（応募フォームの設定等）と、SNSを活用した広報

### イ 参加者選定の補助

参加者は応募状況を踏まえ30名程度（個人、グループいずれの申込手法でも可とする）とし、選定にあたっては受託者等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

(ア) 選定にあたり必要となる情報の収集・整理

(イ) 選定についての本市への意見提案

(ウ) 必要に応じた個別面談・面接等の実施

(エ) (ア) から (ウ) までにに関する資料（データ形式）の作成・提出

(オ) その他選定に必要な本市に対する補助等

### ウ アントレプレナーシップ教育プログラムの実施

受託者は、選定された参加者に対して、アントレプレナーの素養を涵養するプログラムを実施する。参考として、次の（ア）～（カ）に掲げる項目を含むものとし、参加者のアイデアの内容等に合わせて、アイデアを具体化する要素をプログラムに含め、最終的に成果発表を行うものとする。

(ア) オリエンテーション・講座（達成目標やプログラムの目的の提示等）

(イ) 個別のメンタリング（プロジェクトの進捗管理、試作や企業等との連携に係る助言等）

(ウ) 成果発表に向けたプレゼンテーション技術の向上支援

(エ) 成果発表会と優れた取組への表彰等

(オ) その他、参加者が必要とする支援

(カ) 企業等が自主的に実施する独自のプログラムに関する日程等の調整

### エ サポーターの登用

上記ウのプログラム実施に当たって、子どものアイデアのブラッシュアップの支援等を行うサポーターを必要に応じて登用する。なお、参加者のアイデアの分野に対応可能とするため、幅広い分野において、それぞれ専門性を有する人材を本市と十分協議のうえ選定するとともに、提案する報酬・交通費等、経費の範囲内で候補者を登用すること。

## オ アンケートの実施

受託者は、選定された参加者に対して、事業終了後（必要に応じて事業開始前）にアンケートを実施する。アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- (ア) プログラム終了前後における起業に対するイメージの変化
- (イ) プログラム終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化

### (4) 報告書の作成

本事業の終了後、参加者に対する支援経過等、本事業の実施結果についてまとめた報告書を遅滞なく作成すること。

## 4 成果物の提出

成果品項目は次に掲げるとおりとし、それぞれ必要となる時期に適宜納入するものとする。納入時期については、別途本市と協議するものとする。

- (1) 報告書（A4版縦長左綴じ製本）1部
- (2) 広報資料（チラシなど）1部
- (3) 上記の電子データ一式【Microsoft Word形式及びPDF形式】

## 5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、参加者の課題等を十分把握の上、参加者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について本市へ積極的に行うこと。
- (2) 本市が行う参加者の審査の結果、選定した参加者が想定する数に満たなかったときは、本市と受託者との協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする。
- (3) 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- (4) 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (6) 講座等を対面で実施する場合、イベント賠償責任保険等への加入を行うとともに、安全面に配慮して実施すること。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。